

令和 8 年度流域治水広報資料作成業務委託

企画提案仕様書

第 1 条 適用範囲

本仕様書は、静岡県交通基盤部が発注する「令和 8 年度流域治水広報資料作成業務委託」に適用する。

第 2 条 目的

静岡県では、気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害に対し、市町・企業・住民等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害対策を行う「流域治水」に取り組んでいる。こうした流域治水の実効性を高めるには、適切な避難行動やリスクに応じた住まい方の工夫など、企業や住民が、その目的を理解し、主体的に取り組むことが極めて重要である。特に、流域の市街化が進んだ河川では、雨水を一時的に貯めたり、地中にしみ込ませることで河川の負担を軽減する流出抑制は非常に効果的であり、これまでの行政レベルで行われてきた取り組みを工場や宅地、田んぼなど、企業や住民レベルに拡大していくことが求められている。

本業務は、県民の流域治水に対する理解を促進し、主体的な行動につながることを目的とした広報用ツールを制作する。

第 3 条 業務内容

第 2 条の目的を達成するため、以下の（１）から（３）内容を実施するものとする。なお、（４）については契約限度額の範囲内で実施するものとする。

（１） 広報用動画制作

年代や地域を問わず、多くの県民の流域治水に対する理解を促進し、主体的な行動につながることを目的とした動画を制作する。動画は YouTube や公共施設、商業施設等で放映することを想定し、15 秒程度の短尺動画と 3 分程度の長尺動画の 2 種類とする。

なお、シナリオ（ナレーションを含む）等の制作を含むものとする。

（２） 流域治水模型製作

実際に水を流すことなどにより、雨水貯留浸透施設、ため池、田んぼダム等の有無による減災効果（各施設の働きや浸水被害の軽減効果等）を表現でき、小学校 3 ～ 4 年生が理解できる模型を製作する。

模型の大きさは、乗用車に乗せることができ、1 人でも持ち運べる重量および大きさとする。（横幅 400 mm × 奥行 800 mm × 高さ 400 mm 程度を想定）

なお、基本設計（模型サイズの決定・模型の全体像やデザイン案の作成）を含むものとする。

（３） 学習用動画制作

流域治水に対する理解を促進し、主体的な行動につながることを目的として（２）

で製作した模型を使用した実験の様子などを取り入れた、小学校3～4年生向けの防災教育の授業で使用可能な、動画を制作する。動画は15分を目安とする。

なお、シナリオ（ナレーションを含む）等の制作を含むものとする。

（4）新たな広報の提案および実施

流域治水に対する理解を促進し、主体的な行動につながる、より効果的と考えられる新たな広報手法を提案する。提案内容については、提案のみの事項と本業務において実施する事項とを明確に区別して記載するものとする。（提案のみであっても差し支えない）

なお、現時点で実施している広報手法（以下参照）と類似する内容であっても、手法の工夫により効果的と判断される場合は、提案の対象とする。

実施済みの広報：ポスター、パンフレット

第4条 打ち合わせ協議

打ち合わせは、業務着手時、中間時2回、納品時とし、その他必要な場合において適宜実施する。

第5条 成果物の納品

本業務において納品する成果物は以下のとおり。

- （1）業務報告書2部（動画の企画検討資料、打ち合わせ等記録等を含む）
- （2）第3条の（1）（3）で作成した映像・動画（一般に再生できる動画ファイル形式とする。）
- （3）第3条の（2）で作成した流域治水模型
- （4）第3条の（4）で作成したもの

第6条 成果物（映像・音楽・ナレーション等）の著作権

本業務で制作した動画・模型及びナレーション、音楽、効果音の著作権（成果物中に本業務前から受託者が著作権を有するものが含まれている場合を除く）は、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含めて、全て静岡県に帰属するものとし、発注者が本業務以降に別途、編集して使用することを妨げない。

本業務で静岡県が取得する諸権利を支障なく行使できるように、成果物に使用される文芸、音楽、美術及び写真等一切の著作物の著作権、その他制作に関連する一切の権利の処理は、すべて受託者の負担と責任において措置する。

第7条 履行期限

令和9年3月17日（水）限り

第8条 その他

本業務の実施にあたり、仕様書及び設計図書等に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、実施する。